



島根県報

平成27年9月24日（木）

第2,736号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業（建築住宅課）2
務を行う事務所の所在地の変更

告 示**島根県告示第647号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地		変更年月日
		変 更 前	変 更 後	
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋三丁目13番11号	東京都中央区日本橋三丁目15番6号 松木ビル3階	東京都中央区日本橋三丁目13番11号 油脂工業会館5階	平成27年9月24日